

用語説明

	用語・取り組み	説明・解説・取り組み内容
1	ICT	Information & Communication Technology(インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー:情報通信技術)の略。コンピュータやインターネットなどの情報通信技術のこと。
2	アウトリーチ	公的機関、公共的文化施設などがおこなう地域への出張サービス。 英語名詞の「アウトリーチ」は、手を伸ばすことを意味しています。1990年代以降、住民との新しい接点を求めて「出前」的な活動をする公共文化施設が全国的に増えてきました。 ホールで客を待つよりも、アーティストが市民の生活の場に積極的に入り込むことによって、芸術に関心のある層を飛躍的に増やそうという活動を指しています。福祉分野では、社会福祉事業の従事者が、クライアントのところへ直接的に出向いて、心理的なケアとともに必要とされる支援に取り組むことなどを指しています。
3	あんしんさぽーと事業 (日常生活自立支援事業)の実施	具体的には、本人との契約に基づいて福祉サービスなどの利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類などの預かりサービスといった生活支援をおこなうものです。西成区では、これらのサービスを西成区在宅サービスセンター はぎのさと 別館で実施しています。
4	SNS・フェイスブック	ソーシャルネットワーキングサービス(SocialNetworkingService)の略。登録された利用者同士が交流できるインターネットの会員制サービスのことで、フェイスブック(Facebook)は、その一つ。
5	大阪市社会福祉協議会	大阪市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の増進をめざし、区・地域社会福祉協議会や関係機関・団体と連携して、地域福祉・在宅福祉サービスの推進、調査・広報・啓発活動の推進などを積極的に展開しています。
6	オレンジサポーター	認知症サポーター養成講座を受講された方で、ステップアップ研修を受講された方
7	オレンジパートナー	認知症の人や家族にやさしい取り組みを行う企業・団体等
8	「かけはし」	地域の見守り活動を担っている方々が、支援が必要な人に気づき、相談支援機関や行政などの福祉専門職に「つなぐ」活動と、相談支援機関が地域に出向き、相談活動や専門的支援につなぐなど、地域からも相談支援機関からも支援が必要な方について、相談や連携すること。(項番29と同意語)
9	権利擁護センター	認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方々が、地域で自立した生活が送れるように支援し、その権利擁護に資することを目的とした事業です。

	用語・取り組み	説明・解説・取り組み内容
10	「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・2016(平成 28)年 5 月に、成年後見制度の利用促進に関する法律が施行され、国において利用促進の基本計画が定められ、大阪市においても成年後見制度の利用促進のために、2018(平成 30)年度から 3 か年の予定で「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築しています。大阪市成年後見センターを中核機関として法律・福祉の専門職団体や関係機関が連携協力する「協議会」を設置し、身近な相談支援機関が本人を中心として福祉・医療・地域の関係者で形成する「チーム」を支援する仕組みを作っています。 ・今後、権利擁護支援を必要とする人が増加することに対応するため、市民として地域で貢献活動をおこなう「市民後見人」の養成や支援の強化、あんしんさぽーと事業(日常生活自立支援事業)との適切な連携など、多面的に取り組んでいます。
11	高齢者食事サービス(ふれあい型)	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者・高齢者世帯などを対象(実施地域によって異なる)に、地域の福祉会館や老人憩の家などでの会食会や自宅への配食をおこなっています。 ・現在、区内 14 地域(地区社会福祉協議会、連合振興町会単位、地域活動協議会)で実施されており、会食は1か所、配食は 10 か所、両方実施している地域は3か所となっています。
12	子育てサロン	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区民生委員児童委員協議会が、地域住民やボランティアの方々と協力して乳幼児の親子が気軽に集える地域交流の場を提供しています。 ・2003(平成 15)年4月より各地区で取り組みをはじめ、現在は区内8地区で開催しています。サロンでは、保健師による身長・体重測定、子育て相談や自由遊びなど、就学前(地域によっては2歳または3歳まで)のこどもを持つ保護者の方が親子で参加できる地域の交流の場として、また、憩いの場としてご利用いただいています。 ・西成区内のサロンでは、こども同士を遊ばせながら、子育てに関するノウハウや情報の交換をはじめ、気持ちをリフレッシュしたり、お誕生日会やクリスマス会など親子で楽しんでいます。
13	こども食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のこどもたちが、食を通じた団らんの中でこども同士や地域の大人と関わることで、安心感や連帯感が得られ、社会性・自主性などを身につけることができるようなこどもの居場所として、地域においてこども食堂が実施されています。 ・西成区では、こども食堂の新規開設や活動促進をはかることを目的として 2017(平成 29)年度にこども食堂支援事業補助金を創設しました。 ・2021(令和3)年 12 月現在、区内 7 小学校区 12 か所で運営されています。

	用語・取り組み	説明・解説・取り組み内容
14	災害時における要援護者支援「(防災)つながりサポート事業」	<p>西成区で地域福祉推進パイロット事業として、2013(平成 25)年度に高齢者・障がい者の地域見守り事業(愛称「防災つながりサポート事業」という。)、2014(平成 26)年度に高齢者地域見守り事業(愛称「つながりサポート事業」という。)として2年間、実施した事業です。防災つながりサポート事業は、災害時要援護者名簿(現在の避難行動要支援者名簿)の高齢者、障がい者に対して、個別訪問により、個人情報(自主防災組織への提供同意及び西成区緊急時(災害時)要援護者登録の勧奨をおこない、あわせて日常生活状況を聞き取り、その後、必要に応じて地域包括支援センターや障がい者相談支援センター(現在の障がい者基幹相談支援センター)へ情報提供することで、地域での見守り活動を活性化し、高齢者、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できることを目的とした事業です。</p> <p>つながりサポート事業は、介護保険の要支援1から要介護2までの高齢者の方に拡充し、個別訪問による聞き取りや、必要に応じて地域包括支援センターへ情報提供する事業です。</p> <p>2015(平成 27)年度からは、地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業が実施され、要援護者支援の取り組みは全市的に拡大されています。</p>
15	在宅医療・介護連携推進事業(会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・区における在宅医療と介護の連携を推進するため、地域の課題を抽出し、その対応策を検討することを目的として、2015(平成 27)年度から「推進会議」を設置しています。 ・在宅医療及び介護の提供状況、在宅医療・介護連携に関する取組の状況を把握し、課題(情報共有のルール策定、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築、医療・介護のネットワークづくり、顔の見える関係づくり、住民啓発など)の抽出及び対応策の検討をおこなうとともに、その対応策の実施に向けた企画の検討・調整をおこなっています。【一部、健康局からの委託事業】
16	社会的援護(を要する人々への支援)	<p>少子高齢化、情報化、核家族化などを背景とした価値観の多様化がすすむ中、社会の仕組みから取り残されていく人たちが抱える問題(社会的ストレス問題、アルコールなどの依存症、外国人の排除や摩擦、ひきこもり、孤立死、ごみ屋敷など)が重複・複合化しており、これらの福祉課題には、福祉施策が不可欠だけでなく、一人の人間として自分の存在価値が尊重され、自らの役割と居場所が認められる社会環境を作り出していくことが必要です。そのために、社会的に弱い立場にある人の人権を尊重し、地域の一員として包み、支え合い、あらゆる人の存在価値を認める「ソーシャル・インクルージョン」に向けた取り組みを地域住民のみならずともすすめていく必要があります。</p>
17	市民後見人	<p>市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人などとして選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を展開する権利擁護の担い手のことです。大阪市では、2016(平成 18)年度より市民後見人の養成を開始し、市民後見人は同じ地域で暮らす市民の目線で、きめ細かいサポートをおこなっており、だれもが地域で安心して暮らしていくために重要な役割を果たしています。</p>

	用語・取り組み	説明・解説・取り組み内容
18	障がい者基幹相談支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで各区に設置していた障がい者相談支援センターについて、障がい者相談支援体制を充実させるため、2018(平成30)年4月1日より地域における相談支援の中核的な役割を担う「障がい者基幹相談支援センター」として運営をおこなっています。 ・障がいのある方やその家族などからの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、専門機関などの情報提供をおこなうことにより、地域における生活を支援しています。また、障がい者虐待に関する通報届出の受理や、障がいを理由とする差別に関する相談に応じています。 【福祉局からの委託事業】
19	スーパーバイザー(SV)	<p>「SVバンク」に登録された学識経験者や相談支援の実務者または各種職能団体等の監督者。「つながる場」を開催する際に、専門的見地から助言を行い、支援者等に対する助言をしてくれる専門家のこと。</p>
20	生活困窮者自立支援事業(はぎさぽーと)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法に基づき、西成区では生活自立相談支援窓口「はぎさぽーと」を設置し、生活保護の受給には至らないものの仕事や生活にお困りの方からの相談を受け、相談者の状況に沿った支援計画を作成し、自立に向けた支援をおこなっています。 ・はぎさぽーとでは、生活困窮者を幅広く受け止め、包括的かつ継続的な支援をおこないます。そのため、生活困窮者の支援は、はぎさぽーとが調整機能を担い、区役所内外の各部署・諸機関と連携し、チームとして相談者への支援を実施します。 【一部、福祉局からの委託事業】
21	生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが住んでいる地域で自分らしく元気に暮らしつづけるためには、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」をつくる必要があります。 ・生活支援体制整備事業では、この「地域包括ケアシステム」を地域の特性に応じてつくりあげることが目的としており、「生活支援コーディネーター」が配置されています。 ・西成区では、2017(平成29)年10月より事業を西成区社会福祉協議会が受託し、11月より生活支援コーディネーターを配置しています。 【福祉局からの委託事業】
22	生活支援コーディネーター	<p>生活支援コーディネーターは、生活支援体制整備事業において、ニーズや地域資源の把握やネットワークの構築、ボランティアなどの生活支援の担い手の発掘・養成及び介護予防・生活支援サービスの創出支援をおこない、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの充実をはかることを目的に活動します。</p>

	用語・取り組み	説明・解説・取り組み内容
23	成年後見制度利用支援事業の実施	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人で、身寄りがいないなどの理由で親族などによる法定後見の申立てができない人について、その福祉をはかるため特に必要があると認められる場合は、「老人福祉法」、「知的障害者福祉法」又は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定に基づき、親族などに代って大阪市長が家庭裁判所に申立てをおこなうとともに、申立てに必要な費用の一部または全部を大阪市が負担しています。
24	成年後見人(制度)	自分自身が、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分であるため、契約や財産管理などの法律行為をおこなうことが難しい場合に、家庭裁判所から選任された援助者(成年後見人など)がその方を支援する制度です。 成年後見人は、ご本人の意思を尊重しながら、生活状況や心身状況なども考慮し、福祉サービスの利用契約や財産管理などをおこなうことで、本人の生活や財産を守ります。
25	相談支援機関	様々な困りごとや相談に対し、必要なサービスにつなげたり、必要な支援を行ったりする行政や福祉専門機関のこと。
26	多様な主体	地域住民や地縁団体、社会福祉法人や福祉施設、企業やNPO、ボランティア団体、学校、区社協や区役所などの地域の活動をおこなうことができる担い手
27	第2層生活支援コーディネーター	生活支援体制整備事業において、生活支援コーディネーターのもと、地域住民や関係機関とともに、身近な地域での高齢者の健康づくり、居場所づくりや、困りごとへの助け合いの充実をめざし、包括圏域で活動します。西成区では2021(令和3)年度より各包括圏域に1名ずつ(計4名)配置されています。
28	地域活動支援センター(生活支援型)	障害者総合支援法を根拠とする、障がいによって働くことが困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設
29	地域と連携する窓口「かけはし」	地域の見守り活動を担っている方々が、支援が必要な人に気づき、相談支援機関や行政などの福祉専門職に「つなぐ」活動と、相談支援機関が地域に出向き、相談活動や専門的支援につなぐなど、地域からも相談支援機関からも支援が必要な方について、相談や連携すること。(項番8と同意語)
30	地域包括支援センター・ランチによる相談業務	・地域包括支援センターは、介護や福祉に関する地域の総合相談窓口として、主として65歳以上の方を対象とし、介護や福祉に関する総合相談のほか、高齢者を支える地域づくり、成年後見や虐待防止などの高齢者の権利を守る取り組み、介護予防ケアプランの作成など、さまざまなかたちで地域の高齢者の生活を支援しています。 ・また、身近な総合相談窓口(ランチ)を、おおむね中学校区に1か所設置し、地域包括支援センターと連携して相談に対応しています。【福祉局からの委託事業】

	用語・取り組み	説明・解説・取り組み内容
31	地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業 (認知症高齢者などの行方不明時の早期発見など)	・認知症高齢者などで行方不明になるおそれのある方の事前登録をすすめています。 ・行方不明になった際に、家族の方などが警察に届出し、見守り相談室に検索依頼をすることで、協力者として登録していただいた民生委員・児童委員、地域包括支援センター、介護事業所などに早期発見につなげるため、発見協力依頼をメールやファックスにて配信しています。【福祉局からの委託事業】
32	地区社会福祉協議会	おおむね小学校区を単位として、だれもが安心して、生きがいのある暮らしができる地域づくりをめざし、住民が話し合い、力を合わせて、専門機関と協力しながらすすめる、住民による住民のための自主的な福祉活動組織です。
33	つながる場	複合的な課題を抱えた人に対し、保健福祉センターが調整役となり、様々な分野の相談支援機関や地域関係者が一堂に会し、世帯全体の支援方針を検討・共有するとともに、支援に当たっての役割分担を明確にする場。
34	西成区社会福祉協議会	住民一人ひとりの福祉ニーズに対応し、みんなが安心して暮らせるまちづくりの実現をめざし、在宅福祉サービスの推進のための事業や地域が抱えているさまざまな福祉問題を地域全体の問題と捉え、みんなで考え、話し合い、協力して解決をはかっていくために、住民の福祉活動の組織化・支援をおこないます。
35	西成区将来ビジョン	区長が区内の基礎自治行政を総合的に推進していく上で、地域としての区のめざすべき将来像、将来像の実現に向けた施策展開の方向性などをとりまとめたものです。 計画期間は 2018(平成 30)年度から 2022 年度までの 5 年間となっています。
36	西成区地域福祉アクションプラン	「西成区地域福祉アクションプラン(以下「アクションプラン」という。)」では、地域の「支え合い」や「助け合い」のなかで、「人と人」「人と地域」「地域と地域」「地域と施設」など、さまざまな「つながり」を拓いていくことで、すべての区民が住み慣れた地域で安心・安全に暮せる「福祉による西成区のまちづくり」をめざし取り組みをすすめてきました。
37	西成つながり名簿	地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業で、地域で見守り活動をおこなう団体に提供する要援護者名簿の愛称です。この要援護者名簿の抽出条件は、避難行動要支援者名簿に登録される高齢者、障がい者及び難病患者の方から、地域で見守り活動をおこなう団体に個人情報を提供することの同意を得られた方と、西成区独自事業である災害時(緊急時)要援護者登録事業に登録された方を集約したものとなっています。
38	西成つながり名簿(取り組み)	行政と地域が保有する要援護者名簿(西成つながり名簿)を集約し、見守り活動のための地域への情報提供にかかる同意確認を行い、同意が得られた方の名簿を活用し、地域での見守りなどにつなぐとともに、孤立世帯などへの専門的対応をおこなっています。また、認知症高齢者などの行方不明時の早期発見などにつなげるための取り組みをおこなっています。

	用語・取り組み	説明・解説・取り組み内容
39	西成特区構想	<p>あいりん地域を中心とした諸課題や西成区の将来に向けた課題の解決などを図るため、平成 24 年 10 月に取りまとめられた「西成特区構想有識者座談会報告書」を踏まえて、平成 25 年度より、本格的に西成特区構想の取り組みをすすめてきました。また、平成 30 年4月には「西成特区構想、5年間の成果と次期特区構想についての有識者提言」が、同年 10 月には「西成特区構想まちづくりビジョン 2018～2022 有識者提言」が取りまとめられました。これらを踏まえ、平成 30 年度から令和4年度までを第2期西成特区構想と位置づけ、「来訪者の増加」「子育て環境の充実」などを目標に「あいりん総合センター跡地等」の利活用に向けた検討や、中長期的課題である子育て支援、観光振興などの取り組みを行っております。</p>
40	バルーンアートを通じた世代間交流	<p>・アクションプランでは、地域での「つながりづくり」を拡めるため、2007(平成 19)年よりバルーンアートをつながりづくりのツールとして活用し、区民まつりをはじめ、さまざまな地域の行事に参加しています。バルーンアートをきっかけに、子どもたちや新たな参加者とも交流ができ、地域活動の担い手の発掘、育成にも役立っています。</p>
41	ふれあい喫茶	<p>・地域で暮らす人たちが、つどい・交流することができる場として、地域の福祉会館や老人憩の家などで実施され、コーヒー、ジュースなどが 100 円程度で提供されています。事前の申し込みなく、子どもから高齢者まで、どなたでも参加できます。 ・現在、区内 16 地域 17 か所で実施されています。</p>
42	見守りサポーター	<p>見守り相談室(区社協)の依頼のもと、「西成つながり名簿」の登録情報の確認を行う、地域情報に詳しい人(令和 2 年からの試行実施)</p>
43	見守り相談室	<p>・地域における見守りのネットワークを強化するために、2015(平成 27)年度から事業を始め、西成区社会福祉協議会に「見守り相談室」を設置し、コミュニティソーシャルワーカーが相談支援しています。【福祉局からの委託事業】</p>
44	民生委員児童委員協議会や地区ネットワーク委員会による見守り活動	<p>・民生委員児童委員は、高齢者や障がい者が安心・安全に地域で暮らしていけるために、高齢者福祉や障がい者福祉を推進していくために「愛の一声運動」、「友愛訪問」活動、高齢者虐待防止活動、高齢者敬愛活動の見守り活動を実施しています。 ・地域ネットワーク委員は、日常生活での声かけやサロン活動を通じて安否確認をおこなっています。状況に変化があれば、関係機関を通じて、専門機関につなぐなど、ともに支えあって暮らしていくことができる地域づくりをすすめるために見守り活動をおこなっています。</p>

	用語・取り組み	説明・解説・取り組み内容
45	連合振興町会	<p>大阪市の都市化がすすむ中で、地域における新たなコミュニティづくりを担う組織として、1975(昭和 50)年 6 月に大阪市赤十字奉仕団と一体の組織として「大阪市地域振興会」が結成されました。地域振興会は①コミュニティづくり、②日本赤十字社事業への協力、③大阪市政・区政への協力の 3 つを活動目標としています。区内には 16 の連合振興町会があります。</p>